

みんなチェック！
最低賃金。

会社員、パート、
アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と
雇う人のためのルールだよ。

大阪府 最低賃金

令和3年
10月1日から
[時間額]

992 円

28円
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>
最低賃金制度 

最低賃金に関するお問い合わせは大阪労働局または最寄りの労働基準監督署へ
大阪労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/>

最低賃金制度って何？

働くすべての人に、
賃金の最低額（最低賃金額）を
保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



最低賃金額以上を
支払わないと…

使用者が労働者に対して最低賃金額未満の賃金を支払った場合には、最低賃金額との差額を支払わなければなりません。また、仮に最低賃金額より低い賃金額を労働者と使用者の合意の上で定めても、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰金（50万円以下）が定められています。

最低賃金には「地域別最低賃金」と
「特定最低賃金」があります。



地域別最低賃金

すべての
労働者
に適用

すべての
使用者
が遵守



都道府県
ごとに
設定

内容

都道府県ごとに、最低賃金額が定められています。

適用される者

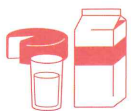
年齢や正社員、契約社員、パート、学生アルバイト、嘱託などの
雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者に適用されます。

特定最低賃金[※]

特定地域内の特定産業について
定められています。

例えば、

設定件数
227件



北海道なら
乳製品
製造業



愛媛県なら
各種商品
小売業



愛知県なら
自動車（新車）
小売業



岡山県なら
鉄鋼業

など

内容

関係労使が地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を
定めることが必要と認める産業について設定されています。適用
される産業は都道府県によって異なり、令和3年9月1日現在、
全国で227の特定最低賃金が定められています。

適用される者

特定地域内の特定産業の基幹的労働者に適用されます。
（18歳未満または65歳以上の人、雇入れ後一定期間未満で技能習得中
の人、その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する人など、個別に適用され
ない労働者の範囲が定められています。）

特定最低賃金の詳細は

※地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者に対して、使用者は高い方の最低賃金を支払わなければなりません。

派遣労働者の最低賃金は？

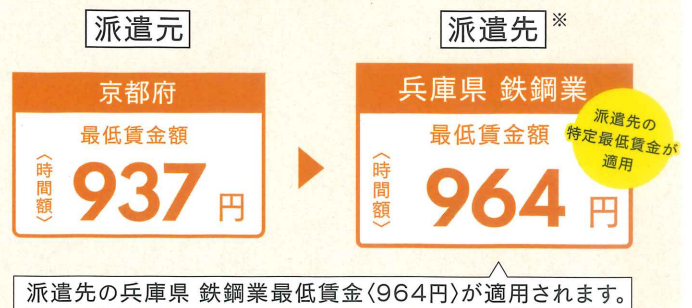
派遣元の事業場の所在地にかかわらず、派遣先の最低賃金が保障されます。



派遣先の事業場が別の都道府県にある例



派遣先の事業場に特定最低賃金が適用されている例



*金額は令和3年9月1日現在のものです。

最低賃金の確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額(時間額)と比較しよう。



最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

- 時間給の場合

時間給	≧	最低賃金額(時間額)
円		円
- 日給の場合

日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)
円		時間		円		円
- 月給の場合

月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)
円		時間		円		円
- 上記1,2,3が
組み合わせられている場合

例えば、基本給が日給で
各手当(職務手当など)が月給の場合

 - ① 基本給(日給)→ 2の計算で時間額を出す
 - ② 各手当(月給)→ 3の計算で時間額を出す
 - ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)

使用者のみならずへ 使用者は、最低賃金額などを作業場のみやすい場所に周知する必要があります。

事例1 ●●県で働くAさんの場合(月給のみの場合)

① Aさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、
168,000円-8,000円=160,000円

この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、
② 160,000円÷1か月の平均所定労働時間(160時間)=1,000円>850円
であり、最低賃金額以上となっています。

基本給(月給)	135,000円
職務手当(月給)	25,000円
通勤手当(月給)	8,000円
合計	168,000円
1か月の平均所定労働時間	160時間
●●県 最低賃金額	850円

事例2 ▲▲県で働くBさんの場合(日給と月給の組み合わせの場合)

① 基本給(日給)を時間額に換算すると、
5,000円÷1日の所定労働時間(8時間)=625円

② Bさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、職務手当(月給)を時間額に換算すると、
24,000円÷1か月の平均所定労働時間(160時間)=150円

③ 上記①と②を合計すると、
625円+150円=775円<850円 であり、最低賃金額未満となっています。

基本給(日給)	100,000円
(=5,000円×20日)	
職務手当(月給)	24,000円
通勤手当(月給)	8,000円
合計	132,000円
1日の所定労働時間	8時間
1か月の平均所定労働時間	160時間
▲▲県 最低賃金額	850円

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。①臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥精皆動手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金の動画も
あります。

業務改善 助成金

賃金上げを 支援する助成金を 積極的に利用しましょう。



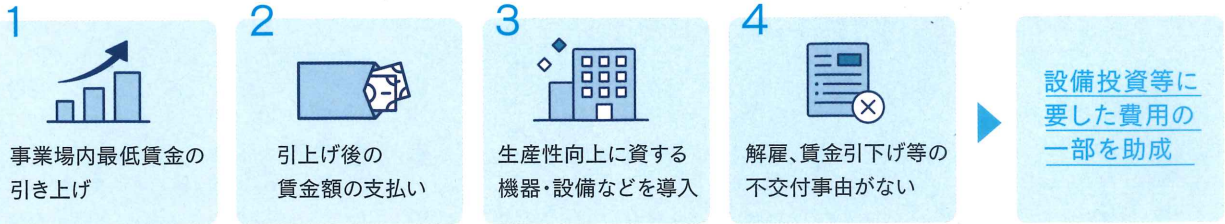
「業務改善助成金」は、生産性を向上させ

「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る

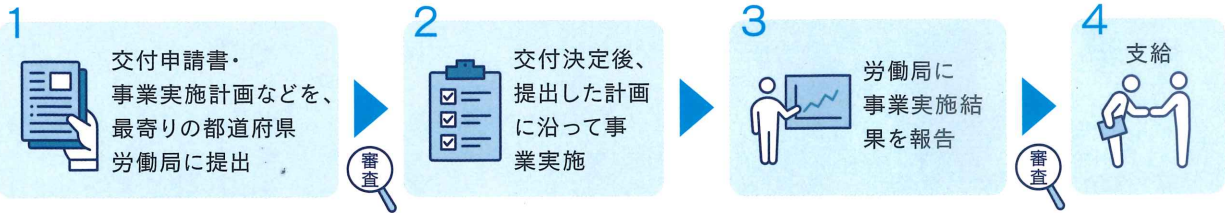
中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、

支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。詳しくは、[こちら](#) [業務改善助成金](#) [検索](#)

支給の要件



助成金 支給までの 流れ



助成額の一覧

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率			
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの条件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	事業場内最低賃金 900円未満 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※2)			
		2~3人	30万円					
		4~6人	50万円					
		7人以上	70万円					
		10人以上(※1)	80万円					
30円コース	30円以上	1人	30万円			事業場内最低賃金 900円以上 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※2)		
		2~3人	50万円					
		4~6人	70万円					
		7人以上	100万円					
		10人以上(※1)	120万円					
(新設) 45円コース	45円以上	1人	45万円		以下の2つの条件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下		事業場内最低賃金 900円以上 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※2)	
		2~3人	70万円					
		4~6人	100万円					
		7人以上	150万円					
		10人以上(※1)	180万円					
60円コース	60円以上	1人	60万円	以下の2つの条件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下		事業場内最低賃金 900円以上 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※2)		
		2~3人	90万円					
		4~6人	150万円					
		7人以上	230万円					
		10人以上(※1)	300万円					
90円コース	90円以上	1人	90万円				以下の2つの条件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	事業場内最低賃金 900円以上 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※2)
		2~3人	150万円					
		4~6人	270万円					
		7人以上	450万円					
		10人以上(※1)	600万円					

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下いずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場 ②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

相談
窓口

業務改善助成金コールセンターを開設しましたので、お気軽にお問い合わせ下さい。

電話番号 03-6388-6155

受付時間 平日8:30~17:15

専門家による無料相談を実施しています。

[詳しくは、こちら](#)

[働き方改革推進支援センター](#)

[検索](#)



業務改善事例①

テーブルオーダーシステムの導入による 注文業務の効率化と会計の見える化

企業概要／所在地：福岡県
従業員数：9人
事業：飲食業

課題

オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による作業効率化を検討してきた。

対応

注文に要する時間を削減し、テーブルごとの料金管理を図りたいと考えた。そこで、助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入した。



代表者の
悩み

ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らして、回転率を向上させたい。



導入前

助成金を活用し、
テーブルオーダー
システムを導入

回転率
向上
さらに
時間給
90円
アップ



導入後

1ヶ月当たりの
注文受け時間が約12時間短縮

さらなる工夫
揚げ物の揚げ時間を短縮できる機器
や、飲み放題用のセルフ式設備の導入
により、従業員のさらなる業務負担軽
減を進めた。

実施内容

テーブルまで行き注文を取っていたが、**テーブルオーダーシステムの導入**で顧客が自ら注文を入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

成果

注文業務の効率化により生産性が向上し、**3人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた**。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引き上げも実施した。

助成金活用のきっかけ

インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索。

業務改善事例②

スチームコンベクションオーブンの導入による 生産量の増と調理工程の簡素化

企業概要／所在地：宮城県
従業員数：6人
事業：仕出業

※温風と水蒸気を用いて調理を行う加熱調理器具

課題

調理人の熟練度や人数によって調理の質や量にばらつきが出るため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

対応

熟練者以外でも少人数で大量の調理を可能にしたいと考えた。また、焼く・蒸す等の調理工程を簡素化したいと考えた。そこで助成金を活用してスチームコンベクションオーブンを導入した。



代表者の
悩み

今までのガス調理の負担を減らし、効率よく量産したい。



導入前

助成金を活用し、
スチームコンベクション
オーブンを導入

生産量
向上



導入後

さらに
時間給
50円
アップ

若手従業員でも
倍以上の量をミスなく調理可能

さらなる工夫
メニューのバリエーションが増えたこと
で、新しく弁当や総菜などにも力を入れ
られるようになった。

実施内容

スチームコンベクションオーブンの導入により、火加減の調整が省け、調理ミスによるロス率も減少した。調理人の熟練度や人数に左右されることなく、空いた時間で他の作業もできるようになった。

成果

生産量の増と調理工程の簡素化より生産性が向上し、**6人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を50円引き上げた**。

助成金活用のきっかけ

商工会のセミナーに参加。

働き方改革
推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

地域別最低賃金額一覽(47都道府県)

()内は、令和2年に改定された最低賃金額

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
北海道	889 (861)	28	令和3年 10月1日
青森	822 (793)	29	令和3年 10月6日
岩手	821 (793)	28	令和3年 10月2日
宮城	853 (825)	28	令和3年 10月1日
秋田	822 (792)	30	令和3年 10月1日
山形	822 (793)	29	令和3年 10月2日
福島	828 (800)	28	令和3年 10月1日
茨城	879 (851)	28	令和3年 10月1日
栃木	882 (854)	28	令和3年 10月1日
群馬	865 (837)	28	令和3年 10月2日
埼玉	956 (928)	28	令和3年 10月1日
千葉	953 (925)	28	令和3年 10月1日
東京	1,041 (1,013)	28	令和3年 10月1日
神奈川	1,040 (1,012)	28	令和3年 10月1日
新潟	859 (831)	28	令和3年 10月1日
富山	877 (849)	28	令和3年 10月1日
石川	861 (833)	28	令和3年 10月7日
福井	858 (830)	28	令和3年 10月1日
山梨	866 (838)	28	令和3年 10月1日
長野	877 (849)	28	令和3年 10月1日
岐阜	880 (852)	28	令和3年 10月1日
静岡	913 (885)	28	令和3年 10月2日
愛知	955 (927)	28	令和3年 10月1日
三重	902 (874)	28	令和3年 10月1日

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
滋賀	896 (868)	28	令和3年 10月1日
京都	937 (909)	28	令和3年 10月1日
大阪	992 (964)	28	令和3年 10月1日
兵庫	928 (900)	28	令和3年 10月1日
奈良	866 (838)	28	令和3年 10月1日
和歌山	859 (831)	28	令和3年 10月1日
鳥取	821 (792)	29	令和3年 10月6日
島根	824 (792)	32	令和3年 10月2日
岡山	862 (834)	28	令和3年 10月2日
広島	899 (871)	28	令和3年 10月1日
山口	857 (829)	28	令和3年 10月1日
徳島	824 (796)	28	令和3年 10月1日
香川	848 (820)	28	令和3年 10月1日
愛媛	821 (793)	28	令和3年 10月1日
高知	820 (792)	28	令和3年 10月2日
福岡	870 (842)	28	令和3年 10月1日
佐賀	821 (792)	29	令和3年 10月6日
長崎	821 (793)	28	令和3年 10月2日
熊本	821 (793)	28	令和3年 10月1日
大分	822 (792)	30	令和3年 10月6日
宮崎	821 (793)	28	令和3年 10月6日
鹿児島	821 (793)	28	令和3年 10月2日
沖縄	820 (792)	28	令和3年 10月8日
全国加重平均額	930 (902)	28	



雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。
使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。



最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>

WEBで確認!

最低賃金制度

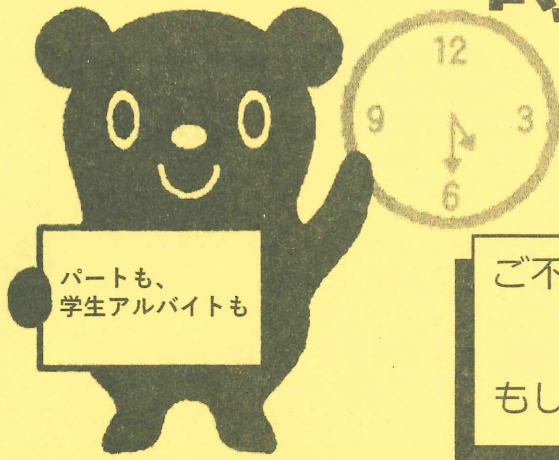
検索

令和3年10月1日から

大阪府の最低賃金は

時間額 **992**円

使用者も労働者も、
必ずチェックしましょう！



最低賃金制度のマスコット チェックマン

ご不明の点は、大阪労働局労働基準部賃金課

TEL 06-6949-6502

もしくは、最寄りの労働基準監督署にお問合せください。

最低賃金の確認方法は？

① 時間給の場合	時間給 \geq 最低賃金額	
② 日給制の場合	日給 \div 1日の平均所定労働時間 \geq 最低賃金額	
③ 月給制の場合	月給 \div 1年間における1か月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額	
④ 請負給（出来高払）の場合	賃金算定期間（賃金締切期間）に支払われた総額 \div その期間の総労働時間 \geq 最低賃金	
①～④が混在	各賃金の1時間あたりを算出し合計した額 \geq 最低賃金	

最低賃金の計算から除外するものとは？

- ① 精皆勤手当・通勤手当・家族手当
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ④ 時間外・深夜労働及び休日労働に対する賃金

大阪府最低賃金について
詳しくは大阪労働局
ホームページを
ご覧ください。



賃上げ・就業環境整備をご検討の 事業主の皆様へ

事業主支援制度のご案内



支援制度 1 中小企業・小規模事業者の状況に応じた 支援制度を提案します！

～社会保険労務士などの専門家が無料でご相談に応じます～

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、長時間労働の是正や同一労働・同一賃金の実現など、「働き方改革関連法への対応」に関する相談窓口を設けております。

働き方改革に取り組み、社員のモチベーションアップ・生産性の向上を目指しませんか。

● 専門家（社会保険労務士）が、相談窓口はもちろん、電話・メール・オンライン・訪問など、ご希望の形で相談支援を行います。

● 「人材確保のための労務改善」「新型コロナウイルス感染症への対応」などのご相談にも対応します。

● 就業規則の改定、労働時間管理や賃金制度の見直し、各種助成金の紹介等に対応します。

● 地方公共団体・事業主団体・経済団体等が開催するセミナーや研修会に講師を派遣します。



詳しくは **大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター**

大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階

TEL:0120-068-116 Email:hatarakikata@sr-osaka.jp HP:http://www.sr-hatarakikata.jp

受付:平日9:00～17:00（水曜のみ18:00まで）



どの支援が合うか迷ったら、
このセンターに相談してみてね！

支援制度 2 賃金引上げを応援する制度

● **業務改善助成金**（2021（令和3）年度）※**中小企業向け**（令和4年1月31日まで）

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引上げた場合、その設備などにかかった費用の一部の助成を受けることができる制度です。

※令和3年8月1日から特例として、コースを新設し、同一年度内2回まで申請が可能になりました。

特に業況の厳しい事業主には、助成限度額引上げや設備の認定範囲を拡充する等の措置もあります。

詳しくは **業務改善助成金コールセンター** TEL03-6388-6155

もしくは**大阪労働局雇用環境・均等部 企画課 助成金第一係**

大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎8階 TEL:06-6941-4630



● **キャリアアップ助成金**（賃金規定等改定コース）※**中小企業以外も利用可能**

すべて、または一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成を受けることができる制度です。（業務改善助成金と併給調整になる場合があります）

● **雇用調整助成金等の要件緩和** ※**中小企業向け**

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3ヶ月間の休業については、休業規模要件を問わず支給します。

詳しくは **大阪労働局職業安定部 雇用保険課 助成金センター**

大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル9階 TEL:06-7669-8900



● **その他の賃上げ支援制度** ※**中小企業向け**

(1) **中小企業等事業再構築促進事業**

経済社会の変化に対応する思い切った事業再構築を支援する補助金。最低賃金枠を創設し、業況が厳しく最低賃金近傍の従業員が一定数以上の事業者には補助率・採択率を優遇

詳しくは、**事業再構築補助金事務局コールセンター：0570-012-088**

(2) **所得拡大促進税制**

青色申告書を提出している法人や個人事業主が、一定の要件を満たしたうえで賃金引上げを行った結果、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度

詳しくは、**中小企業税制サポートセンター：03-6281-9821**

(3) **企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）**

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組み、設備資金や運転資金を特別利率で融資

詳しくは、**日本政策金融公庫：0120-154-505**

